

社会福祉法人室蘭福祉事業協会 感染症対策本部設置規程

令和2年3月27日 理事長決定

(設置)

第1条 この規程は、社会福祉法人室蘭福祉事業協会（以下「法人」という。）が運営する施設において、感染症が発生し又は発生するおそれがある場合において、感染症対策本部（以下「対策本部」という。）を設置するものとし、必要な事項を定めることを目的とする。

(構成員)

第2条 対策本部の構成員は、次のとおりとする。

- (1) 本部長 理事長
- (2) 副本部長 常務理事
- (3) 本部員 事務局長、総合施設長、保育部長

2 本部長は、前項第3号に規定する本部員のほか、必要に応じて本部員を指名することができる。

(分掌)

第3条 本部長は、対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(事務局)

第4条 対策本部の事務局は、法人本部総務課が担う。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。